

固定資産評価審査委員会 委員が決定

3月定例市議会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員として野口昭夫氏（若小玉）が再任され、また、柿沼利明氏（天満）が新たに選任されました。



野口 昭夫 氏



柿沼 利明 氏

▼問い合わせ
委員会（監査委員事務局内）
☎564-6521

固定資産の確認に 縦覧・閲覧ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

《縦覧帳簿の縦覧》

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▶日時 4月1日(金)～5月31日(火)
(土曜日、祝日を除く)

【平日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▶場所 税務課資産税担当(15番窓口)

《固定資産課税台帳の閲覧》

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成23年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができます。その際、賃貸借契約書などの確認を必要としますので、詳しくは同課資産税担当まで問い合わせください。

お願い

税務課窓口では、縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを提示していただいています。ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

ご利用ください コンビニ納税

これまで市税などの納付は、金融機関や郵便局、市役所などに限られていましたが、4月からコンビニエンスストア(コンビニ)でも納付することができますようになりました。これにより、日本全国、休日・夜間、時間を問わず納税できます。

● 取り扱いのできる税金

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
※平成23年4月以降に発行された納付書に限ります

● コンビニで納付できない納付書

- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
 - ・取扱期限を過ぎた納付書
 - ・各期別(1枚あたり)の納付額が30万円を超える納付書
 - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください

● コンビニで納付する際の注意点

- ・納期を確かめて、必要な納付書のみをコンビニに持参し、現金で納付してください。
- ・納付すると領収証書が渡されますので、大切に保管してください。
- ・納期別に一枚ずつとなっている納付書は、納付処理をスムーズにするため、ホッチキスなどで留めないでください。
- ・手数料は市が負担します。

● 取り扱いコンビニ店舗

次のコンビニ店舗であれば、全国どこの店舗からでも納付することができます。

セブン-イレブン スリーエフ ローソン ファミリーマート
ミニストップ サークルK サンクス am/pm ポプラ
生活彩家 暮らしハウス スリーエイト セーブオン
コミュニティ・ストア デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
MMK(マルチメディアキオスク)設置店

市税などの納付については、便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)